

広島県職務発明規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八十号

広島県職務発明規則の一部を改正する規則

広島県職務発明規則（昭和五十六年広島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」を削り、「明細書(案)」を「発明技術説明資料」に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」を削る。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「所属長職氏名 ㊦」を「所属長 〃」に改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」を削る。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」を削る。

別記様式第六号（特許を受ける権利を譲渡する場合）中「平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とし、

別記様式第六号（特許権を譲渡する場合）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」に改め、「㊦」を削り、同様式(注)1を削り、同様式(注)2を同様式(注)とする。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、

「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。